

自動車賃貸借（令和8年度導入）6台 仕様書

1. 契約件名

自動車賃貸借（令和8年度導入）6台

2. 車種及び数量

ミニバン（4WD）	1台
小型ミニバン（4WD）	3台
小型ミニバン（2WD）	1台
ライトバン（2WD）	1台

3. 契約期間及び予定走行距離

(1) 契約期間

令和9年2月1日から令和13年3月31日まで（50ヶ月間）

(2) 予定走行距離

1,000km/月（概ねであり、これを超過する場合の補償等を行わない。）

4. 借受場所

別紙1「借受場所一覧」のとおり

5. 納車期限

受注者（以下、「乙」という。）は、令和9年2月12日までに上記4の借受場所へ納車し、発注者（以下、「甲」という。）が実施する納車検査の合格後に引き渡すものとする。なお、納車に係る保管場所証明等の手続きについては乙で行うこと。また、納車にあたっての具体的な手順等については別途打ち合わせを行い決定する。

6. 車両の仕様及び装備品等

別紙2「仕様及び装備品等」のとおり

7. 環境性能等

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。）第6条第1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」13. 自動車等 13-1 自動車（1）品目及び判断の基準等の【判断の基準】を満たす自動車とする。

8. 本契約内容に含まれる事項及びメンテナンスサービス等

- (1) 車両代
- (2) 登録諸費用
- (3) 自動車諸税
- (4) 自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税
- (5) 継続車検整備及び法定点検整備
- (6) 油脂液類等の補充又は交換（※1）
- (7) 点検整備費及び整備のために必要な消耗部品等の補充及び交換（※2）
- (8) 一般修理費（タイヤパンク修理含む。ただし、事故による修理は含まない。）
- (9) タイヤの保管及びタイヤ脱着交換（シーズン毎にノーマルタイヤとスタッドレスタイヤを交換）
- (10) バッテリー交換（メーカー推奨基準毎の交換とする。）
- (11) 代車費用（点検、修理時における代車は同等クラスの乗用車とする。）
- (12) 納車及び返還（引上げ）にかかる費用

※1 油脂液類等

エンジンオイル、トランスミッションオイル、オートマチック・トランスミッションオイル、デファレンシャルオイル、トランスファオイル、ロングライフ・クーラント、ブレーキフルード、バッテリー液、ウインド・ウォッシュ液、前記に類する消耗油脂液類。なお、油脂液類については、車両を製造した自動車メーカーの推奨基準に基づくこと。

※2 消耗部品等

ファンベルト、クーラーベルト、パワーステアリングベルト、エンジンオイルフィルター、エアクリナーフィルター、フロントブレーキ・ライニング・パッド、リアブレーキ・ライニング・パッド、ワイパーブレード、ヘッドランプ、スモールランプ、ウインカーランプ、ブレーキランプ、テールランプ、ライセンスランプ、ハイマウントストップランプ、ルームランプ、トランクランプ、ドレンガasket、ショートパーツ、発炎筒、スパークプラグ、前記に類する消耗部品。なお、交換する部品等については、車両を製造した自動車メーカーの指定する規格の製品を使用すること。

9. 本契約内容に含まれない事項及びメンテナンスサービス等

- (1) 甲の管理下の事故又は甲の取扱い不注意による故障の整備。
- (2) リコール又はメーカー保障の範囲内の整備。（依頼した整備の内容がリコール又はメーカー保障の範囲内のものであることがわかったときは、その旨を連絡すること。）
- (3) ガラス、座席内張り、シートカバー、ホイールキャップ、カーナビゲーション、ETC車載器、オーディオ機器及び時計の補修・修理又は交換。ただし、各機器のメーカー保証期間内等であ

ればメーカーへの連絡等について対応すること。

- (4) その他、8 の業務等には含まれないが、追加することが必要と思われる整備が生じた場合は、整備に着手する前に甲に申し出ること。

10. 点検整備等の実施手順

点検整備等を行う際は、下記の手順によること。

- (1) 点検整備等を行う際は、緊急時を除き、作業1ヶ月前までに別紙1に示す借受場所の管理担当者（以下、「管理担当」という。）に点検整備の時期を通知すること。作業日及び作業期間については、管理担当の要望を踏まえ、調整を図ること。
- (2) 故障、不具合が発生した場合には、管理担当から点検整備等の依頼を行う。作業日及び作業期間については、管理担当の要望を踏まえ、調整を図ること。
- (3) 自動車の引渡し及び納車は、自動車の借受場所とする。ただし、緊急点検整備及び定期点検時において借受場所から近隣（概ね5km以内）に整備工場を設けることが可能な場合については、この限りではない。
- (4) 点検整備等が完了したときには、納車時に実施した作業内容を記載した整備明細書（任意様式）を提出すること。ただし、定期点検整備記録簿を提出するときには、提出を省略して差し支えない。
- (5) 継続検査が完了したときには、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を遅滞なく提出すること。
- (6) 継続検査において必要となる、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税印紙代については、乙が負担するものとする。

11. 整備工場

点検整備等を行う整備工場は、下記の条件によること。

- (1) 整備工場は、緊急時の対応も踏まえ、別紙1の借受場所所在地から概ね半径10km以内に所在すること。
- (2) 整備工場は、道路運送車両法に基づく自動車分解整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けた事業場であること。
- (3) 点検整備等の作業にあたっては、各種法令等を遵守するとともに、誠実に実施しなければならない。
- (4) 別に定める監督職員が行う点検整備等の完了確認において整備不良等を発見した場合には、速やかに再補修を行うこと。なお、再補修に係る費用は乙の負担とする。

12. 賃貸借状況等報告

賃貸借契約書第14条に基づき、毎月分の賃貸借等を完了したときは、別紙3「賃貸借状況等報告」を速やかに提出しなければならない。なお、契約期間中の各年3月分については、同月31日までに提出すること。

13. 請求方法

請求は、次に掲げる区分により行うこと。

- (1) 賃貸借料等については、各月分を適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。支払は、前記 12 の賃貸借状況等報告を提出し、検査職員の検査に合格することを条件とする。なお、各年 3 月分については、甲の出納整理期間中（各年 4 月 30 日まで）に支払いを完了する必要があることから、請求書は遅くとも同年 4 月 10 日までに提出しなければならない。
- (2) 上記 9 の(4)に基づいて実施した追加整備等については、本業務の対象外であるため別途請求すること。

14. 環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）について

(1) 受注者は、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとし、3.(1)で定める履行期限までに取組状況を別紙 4 により提出すること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率的なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

※農林水産省ホームページ（みどりの食料システム戦略トップページ）

URL：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

15. その他

- (1) 点検整備等のため、自動車の引き取りを行ってから納車するまでの間、乙は善良なる管理者の注意をもって保管を行うこと。もし、滅失又は毀損した場合には、損害賠償の責を負わなければならない。また、第三者に損害を与えた場合には、乙はそのすべての責を負わなければならない。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき、又は仕様書に定めのない事項が生じたときは、甲と乙の協議により決定する。

別紙1 借受場所一覧

	借受場所	所在地	電話番号	車種	台数
1	関東農政局 栃木県拠点	栃木県宇都宮市中央2-1-16	028-633-3311	小型ミニバン（4WD）	1台
2	関東農政局 群馬県拠点	群馬県前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1181	ミニバン（4WD）	1台
3	関東農政局 群馬県拠点	群馬県前橋市紅雲町1-2-2	027-221-1181	小型ミニバン（4WD）	1台
4	関東農政局 千葉県拠点（本千葉庁舎）	千葉県千葉市中央区本千葉町10-18	043-224-5611	小型ミニバン（2WD）	1台
5	関東農政局 神奈川県拠点	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 （横浜第2合同庁舎）	045-211-1331	ライトバン（2WD）	1台
6	関東農政局 静岡県拠点	静岡市葵区東草深町7番18号	054-246-6121	小型ミニバン（4WD）	1台
	合計				6台

仕様及び装備品等

車両の仕様については下記1のとおり。また、下記2に示す装備品等については、標準又はオプション装備で装着するものとするが、オプション品については純正品（ディーラーオプションを含む。）を基本とする。また、標準で装備されているものをあえて取外し又は変更等（TV受信機能に係るものを除く）を行わないこと。

記

1 仕様

車種	ミニバン（4WD）	小型ミニバン（4WD）	小型ミニバン（2WD）	ライトバン（2WD）
数量	1台	3台	1台	1台
排気量	1,400cc以上 2,000cc未満	1,300cc以上 1,500cc未満	1,300cc以上 1,500cc未満	1,300cc以上 1,500cc未満
駆動方式	四輪駆動式		前輪駆動式	
形状等	右ハンドルのAT車、CVT車等で5ドアの乗用自動車の新車でハイブリッド車であり、平成30年基準排出ガス75%低減レベル以上であること。			
乗車定員	7名以上	6名以上	6名以上	5名
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン（ハイブリッド）			
車両寸法	全長4,600mm以上、 全幅1,690mm以上、 全高1,800mm以上	全長4,200mm以上、 全幅1,600mm以上、 全高1,600mm以上	全長4,200mm以上、 全幅1,600mm以上、 全高1,600mm以上	全長4,400mm未満、 全幅1,800mm未満、 全高1,600mm未満
車両重量	1,531kg～1,990kg	1,600kg以下	1,500kg以下	1,500kg以下
ボディカラー	標準塗装色の中から契約後に別途指示			

2 装備品

標準仕様において、次の装備品が含まれていない場合は追加装備すること。

純正エアコン	1式
SRS エアバッグシステム	運転席及び助手席
ABS	1式
衝突回避支援システム	以下の性能を有していること (1) 前方車両との接近警報または衝突回避のための自動ブレーキを有するもの (2) 車線逸脱時に警報するもの
カーナビゲーション	ビルトインタイプ型、7インチ以上、vics受信機内蔵、バックモニター付き（標準装備があれば映像出力先は問わない）*TVが受信できないようにすること
ETCユニット	ETC2.0対応 ビルトイン型、セットアップ済み
集中ドアロック	1式
ドライブレコーダー	純正品、記録媒体付（例 SDカード16GB以上）・前部必須
サイドバイザー	フロント、リヤ
フロアマット	フロント、リヤ
三角表示板	1式
スタッドレスタイヤ （ホイール付き）	純正装備ノーマルタイヤと同サイズ （納車時はスタッドレスタイヤを装着）
スペアタイヤ又はパンク ク応急修理キット	

令和年月日

支出負担行為担当官

関東農政局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

賃貸借状況等報告（令和年月分）

下記のとおり、当月分について賃貸が完了したので報告します。また、賃貸車両については、常時正常な状態で稼働し、業務遂行上の支障がなくメンテナンスサービスが完了したことを併せて報告します。

記

1. 業 務 名

自動車賃貸借（令和8年度導入）6台

2. 賃貸借期間

令和年月日～月日

3. 賃貸借台数

6台

4. 報告事項等

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
<ul style="list-style-type: none"> 「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> 労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<ul style="list-style-type: none"> その他（ ） 	/	/

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

（備考） 全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。